

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正の概要

1 改正理由

雇用保険法の改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じ、失業者の退職手当に係る規定を改めるもの。

2 主な改正内容

(1) 訓練延長給付、広域延長給付、全国延長給付（第10条第10項）

退職した職員が、退職手当の支給を受けない場合や退職手当が雇用保険法の適用を受けるとしたならば、受給できる訓練延長給付、広域延長給付、全国延長給付に相当する額を退職手当として支給するもの。

○ 追加内容

その者が次のいずれかに該当する場合

- ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者（心身の状況が基準に該当する者、激甚災害・その他の災害の被害により離職した者）に相当し、市長が職業指導を行うことが適当と認めたもの。
- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令に定める理由（身体障害者等）により就職が困難な者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当し、市長が職業指導を行うことが適当と認めたもの。

※特定退職者 心身の故障等による免職、公務上の傷病による退職をした者等

(2) 移転費（第10条第11項）

退職した職員が、退職手当の支給を受けない場合や退職手当が雇用保険法の適用を受けるとしたならば、公共職業安定所の紹介した職業に就くため転居した時に受給できる移転費に相当する額を退職手当として支給するもの。

○ 追加内容

これまでの職業の紹介者（公共職業安定所）に加え、地方公共団体及び職業紹介事業者を加えるもの。

雇用保険法 第24条の2第1項

- 1 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者
- 2 雇用されていた適用事業が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この項において「激甚災害法」という。）第2条の規定により激甚災害として政令で指定された災害（次号において「激甚災害」という。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者であつて、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者
- 3 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者（前号に該当する者を除く。）

厚生労働省令（雇用保険法施行規則 第32条）

法第22条第2項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者は、次のとおりとする。

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）
- 2 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（以下「知的障害者」という。）
- 3 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）
- 4 売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第一項の規定により保護観察に付された者及び更生保護法（平成19年法律第88号）第48条各号又は第85条第1項各号に掲げる者であつて、その者の職業のあつせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあつたもの
- 5 社会的事情により就職が著しく阻害されている者